湯沢市就学援助制度 Q&A

- ◎ 就学援助の認定を受けたら、学校にはお金を支払わなくていいか?
- ◎ 申請はいつ行えばよいか?
- A まだ認定を受けていない方の申請は、随時受け付けています。
- ② 1度認定されたら、学校を卒業するまで認定されるか?
- ① 1度認定されても、毎年の世帯所得を確認する必要があるため、毎年7月中に再申請が必要となります。再申請の時期等のお知らせは、学校をとおして配付されます。
- ② 兄弟姉妹がいるが、それぞれ申請が必要か?
- ② 兄弟姉妹まとめて1つの申請書を使って申請が可能です。ただし、<u>委任状</u>は児童生徒1人につき1枚必要となります。
- ② 申請の結果はいつ分かるのか?
- 申請から1~2週間程度で審査結果が確定します。審査結果は学校から、 児童生徒をとおしてお届けします。

- ② 新年度から小・中学校に入学するが、新入学児童生徒学用品費はいつもら えるのか?

なお、2月中の申請が間に合わなかった場合は、入学後4月中に申請いた だければ、5月最終水曜日に支給することができます。

- ※ 新入学児童生徒学用品費とは、入学準備にかかる費用を負担するための援助項目です。
- ※ 申請が入学後5月1日以降になった場合は、新入学児童生徒学用品費は対象 となりません。
- 昨年の所得は例年どおりだったが、今年に入ってから病気で失業し、急に収入が減ってしまった。援助を受けられるか?
- (A) 今年の収入が急に減少し、生活が苦しい場合は、援助の対象となることがあります。お困りの方は担当まで御連絡ください。

【担当】湯沢市教育委員会事務局教育総務課 TEL: 0183-55-8033

- ③ 湯沢市内に住んでいて、市外の学校に通学している場合も申請できるか?
- (A) 申請可能です。また、湯沢市および学校のある自治体、両方に申請いただけます。就学援助費目の内、給食費と医療費は学校のある自治体から支給されます。その他の項目は湯沢市から支給されます。
 - ※ 就学援助制度の認定基準は市町村ごとに異なります。他の市町村で認定されても、湯沢市では認定されない場合もありますので、予め御了承ください。